

平成 1 5 年 第 4 回

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日 (木)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員 (2 1 名)

1 番 千代田区 鳥海隆弘

2 番 中央区 石島秀起

3 番 港区 佐々木義信

4 番 新宿区 山添 巖

5 番 文京区 東村昭平

6 番 台東区 堀江達也

7 番 北区 樋口万丈

8 番 荒川区 菅谷安男

9 番 品川区 築館武雄

1 0 番 目黒区 石山京秀

1 1 番 大田区 川上智由

1 2 番 世田谷区 穴戸教男

1 4 番 中野区 山崎芳夫

1 5 番 杉並区 伊田としゆき

1 6 番 豊島区 小峰 博

1 7 番 板橋区 秦 源彦

1 8 番 練馬区 中島 力

1 9 番 墨田区 出羽邦夫

2 0 番 江東区 榎本雄一

2 1 番 足立区 鹿浜 清

2 3 番 江戸川区 八武崎一郎

4 欠席議員 (2 名)

1 3 番 渋谷区 丸山高司

2 2 番 葛飾区 谷野せいしろう

5 出席説明員

管理者 室橋 昭

副管理者 志村啓文

収入役	木村靖男
監査委員	山本仁衛
監査委員	高野之夫
総務部長	保持眞二郎
総務部参事	大室郁夫
施設管理部長	梅澤勝利
処理技術担当部長	茂中勉
計画推進部長	高橋幸雄
計画推進担当部長	薬師寺史良
建設部長	程塚繁
職員課長	鴨志田隆
財政課長	田島俊二

6 出席議会事務局職員

事務局長	金子勇夫
事務局次長	辻本将紀
書記	飯田操
同	伊藤孝昭

7 議事日程

日程第 1	会期決定について
日程第 2	一般質問について
日程第 3	東京二十三区清掃一部事務組合議会常任委員の選任について
日程第 4	認定第 1 号 平成 14 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5	議案第 18 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 19 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 20 号 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 21 号 新江東清掃工場焼却炉補修及び煙道設備等整備工事請負契約の締結について
日程第 9	報告第 4 号 専決処分した事件の報告について

- 日程第 1 0 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
- 日程第 1 1 平成 1 4 年陳情第 1 号 清掃工場建設計画の見直しを求める陳情
- 平成 1 4 年陳情第 2 号 渋谷清掃工場にダイオキシンの連続監視装置の設置を求める陳情
- 平成 1 4 年陳情第 3 号 清掃工場に排ガス中のダイオキシン類の常時監視装置の設置を求める陳情
- 日程第 1 2 平成 1 5 年陳情第 1 号 世田谷清掃工場建替え計画の見直しについての陳情
- 平成 1 5 年陳情第 2 号 焼却炉解体に関する指針の作成並びに焼却炉の解体時の環境と作業の安全を監視する第三者機関を設けることを求める陳情
- 平成 1 5 年陳情第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合及び議会のあり方についての陳情

日程第 1 3 運営委員会の閉会中の継続調査について

8 追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 1 8 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 1 9 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 2 0 号 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 2 1 号 新江東清掃工場焼却炉補修及び煙道設備等整備工事請負契約の締結について
- 追加日程第 5 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

開 会（午後 2 時 0 1 分）

鹿浜 清議長 よろしくお願ひします。

開会に先立ち、東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の異動について、事務局長から報告をいたします。

金子事務局長 ご報告申し上げます。

葛飾区 谷野せいしろう議員、平成 15 年 10 月 17 日就任。

以上でございます。

鹿浜 清議長 ただいまから平成 15 年第 4 回東京二十三区清掃一部事務組合議定会例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議席の指定を行います。

葛飾区、谷野せいしろう議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、22 番を指定いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 112 条に基づき、議長より 16 番、小峰博議員、17 番、秦源彦議員を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

ここで室橋管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

室橋管理者。

室橋 昭管理者 平成 15 年第 4 回定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

文字どおりことしも旬日を経ずして、平成 15 年も過ぎ去ろうといたしておりますが、年末何かとお忙しい中、議員各位におかれましてはご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

また、日頃、本組合運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。本組合は間もなく設立 5 年目を迎えることとなります。本組合の使命の一つでございますごみ焼却施設の安定的な処理体制の確立に向け、引き続き努力を重ねてまいります。これと同時にこの組合の抜本的な改革を図らなければならない時期になっております。議員皆様をはじめ、各区の意向をもとにこの改革に鋭意努めてまいりたいと思っております。何とぞ

一層のご指導をお願い申し上げる次第でございます。

さて、定例会にご提案申し上げます案件は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例など3件の条例案件と、工事請負契約1件でございます。あわせて専決処分をいたしました2件についてご報告いたします。これらにつきましては後ほどご説明申し上げますが、いずれも重要な案件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

鹿浜 清議長 以上で管理者のあいさつは終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成15年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上の3件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日、欠席の届がありました議員は2名です。

鹿浜 清議長 次に、例月出納検査の報告が監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告をいたさせます。

金子事務局長 お手元に平成15年8月、9月、10月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

鹿浜 清議長 日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期決定について

鹿浜 清議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定により、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 一般質問について

鹿浜 清議長 質問の通告がありますので、通告の順に従い、順次これを許します。

12番、穴戸教男議員。

穴戸 教男議員 それでは、質問させていただきますが、世田谷清掃工場建設を目前に控えまして、世田谷区民、地域住民の安全で安心な生活を確保するという観点で質問と要望を述べさせていただきます。

まず、ガス化溶融炉の安全性についてお尋ねいたします。

ガス化溶融炉は施設規模のコンパクト化、排ガス量の削減、ごみの焼却から灰のスラグ化までを一貫して行うなど、環境保全や経済性の向上、あるいはエネルギーの有効利用を図るために新しく技術開発されてきたものであり、循環型社会にふさわしいものと理解しております。

しかしながら、豊橋ですとか青森ですとか、幸い大事故には至ってはいないようですが、トラブルが起きているようであります。例えば爆発があったとか、また事故ではありませんが重金属が気化するとか、区民がガス化溶融炉の安全性に対して不安を抱くような話が聞こえていることも事実でございます。世田谷清掃工場にガス化溶融炉を導入するというのであれば、地元住民が不安感を抱かないような、丁寧で正確な情報提供が速やかにされるべきであります。この点については既に繰り返し要請しているところであります。

清掃一部事務組合としては他都市で発生しているガス化溶融炉の事故やトラブルについて、原因なりその後の状況をどう把握し、安全についてはどのように判断しているのか、またこうした点について、区民にどのように説明し、理解を得ているのかについて伺います。

2点目は安全性の問題にも関連しますが、運転管理のあり方についてお尋ねいたします。

ガス化溶融炉の事故の原因もそれぞれだとは思いますが、例えば運転技術の問題が事故に及んでいるということはないのでしょうか。先ほど申し上げましたように、ガス化溶融炉というのは従来の炉に比べまだまだ歴史

も浅く、技術としても発達段階といえますが、成熟していない段階だとも思います。そういう設備を毎日休むことなく、しかも安全に安定的に稼働させるということはかなりの熟練した技術力が要求されるものだと考えます。

こうした点から考えても世田谷清掃工場にガス化溶融炉が導入された場合には、その後の運転管理についてはランニングコスト面だけではなく、事故には至らないような軽微なトラブル処理も含め、安全性の確保に向けた万全な対応がとれる態勢整備がぜひとも必要であると考えますが、清掃一部事務組合のお考えをお伺いいたします。

最後に、先般報告されました世田谷清掃工場の土壌調査および汚染拡散防止措置計画について触れておきます。

先日、敷地内に土壌汚染があったことが判明し、また、年明けにその土壌汚染の拡散防止のための措置がとられるという報告が当区議会の委員会でも報告されました。

この土壌汚染対策については東京都の環境確保条例に基づき、世田谷区から助言を受けながら進めているものと伺っております。

また、世田谷区の担当者から受けた説明によれば、拡散防止措置については適切に計画されているとのことですが、一方で近隣住民への説明を十分に行うことは極めて重要であります。ぜひとも至急住民向け説明会を開催するなど、住民の不安解消に向けた手厚い対応を要望いたします。

なお、今後は拡散防止措置をしっかりとやっていただくことはもとより、将来においてはこのようなことのないように十分に、管理を徹底していただきますよう重ねて要望しておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

鹿浜 清議長 高橋計画推進部長。

高橋 幸雄計画推進部長 穴戸議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、ガス化溶融炉の安全性についてでございますが、ガス化溶融炉は施設のコンパクト性や経済性にすぐれ、環境保全性にも配慮された技術であることから世田谷清掃工場の建替えに導入することといたしました。

ガス化溶融炉は比較的新しい技術であるため、導入の検討段階から他都市のごみ処理施設における事故やトラブルについては特に注意を払い、情報の収集に努めてまいりましたが、世田谷清掃工場に導入予定と同形式のガス化溶融炉については、当初電気設備の配電盤やスラグの排出不良など

のトラブルの例はありましたが、これらは既に改善されております。加えて、国内では既に約30施設で稼働しておりますが、これらの施設において、ガス化溶融方式に起因にするようなトラブルは発生しておりませんので、安全性については問題ないと判断しております。

また、重金属の排出については、法規制値を十分下回る値で運転が行われています。世田谷清掃工場の建替えにおいても最新の公害防止設備を備えるとともに、竣工後の運転管理に万全の措置を講じてまいります。

また、区民の皆様には環境影響評価手続における住民説明会をはじめ、工事説明会や個別の説明会、建設協議会等あらゆる機会を通じて説明を行い、理解を得るよう努めてまいりました。今後ともあらゆる機会を通じて区民の皆様方のより一層の理解が得られるよう努めてまいります。

次に、ガス化溶融炉の運転管理のあり方についてお尋ねでございます。

施設の運営において安全性の確保は環境の保全とともに最優先される課題であります。ガス化溶融炉はごみの持つエネルギーを最大限活用して、ごみの焼却から灰の溶融まで連続して行える新しい処理方式ですが、焼却炉と灰溶融炉を組み合わせた従来の方式と根本的に異なる技術ではありません。このようなことを踏まえ、施設の稼働前には設備の試運転をこれまで以上に入念に行い、機器の調整により性能や機能の確認を十分に行います。また、運転監視員には維持管理について経験豊富なベテラン職員を中核として、機器操作や維持管理の習熟訓練を行うとともに、機器の運転操作マニュアルや保守点検要領を整備するなど、施設の安定操業を図ってまいります。

また、ランニングコスト面については最少の経費で最大の効果を上げることを基本に、適切な運転管理や維持管理を前提として、今後とも灰溶融施設の運転管理など、委託可能なものについては委託するなど、効率的で効果的な施設運営に鋭意努めてまいります。

最後のご要望についてでございますけれども、解体工事施工中の世田谷清掃工場では東京都の環境確保条例に基づきまして、当初から世田谷区と十分協議しながら、工場廃止に伴う敷地内の土壌調査及びその対策を進めてまいりました。土壌調査では狭い範囲であります。土壌表層部で鉛の含有量が基準値を超えていました。鉛の含有量は地表から50センチ以上深いところでは基準値以下であることから、地下への汚染の拡散はなく、

この分については表層部を含む十分な深さの土壌を良質な土壌に入れかえることといたします。

近隣の皆様にはご要望の趣旨を踏まえまして、お知らせを配布するとともに、来月には説明会を開始、不安を抱かれることのないよう、適切に対応してまいります。

以上です。

鹿浜 清議長 ご苦労さまです。

どうぞ。

穴戸 教男議員 答弁いただきましてありがとうございました。前向きな答弁もございました。

お話のようにガス化溶融炉の導入に当たっては、東京23区では初めてということで、地域住民はもとより世田谷区民、また世田谷区議会としてもその動向に対しまして常にアンテナを張って着目しております。清掃一部事務組合におかれましても、その安全性の確保に向けて今後も十分な研究調査のもと、事業を進めていっていただきたいということを強く要望いたしまして質問を終わります。

どうもありがとうございました。

鹿浜 清議長 ご苦労さまです。では、要望ですので、よろしく願いいたします。

次に、2番、石島秀起議員。

石島 秀起議員 それでは、ご質問させていただきます。

清掃一部事務組合の今後のあり方についてということでお尋ねをさせていただきます。

先般の区長会で特別区における中間処理は平成18年度以降も当分の間清掃一部事務組合による共同処理を行うことが方針として確認されました。本区には平成13年8月に稼働した自区内処理の原則に基づく最後の工場とも言うべき日量600トンの中央清掃工場が晴海地区にあります。この工場建設実現への道のりは決して平坦なものではなく、何年間にもわたり地域住民との真剣な話し合いが行われ、さまざまな議論が交わされました。そして、最終的には自区内処理の原則という重い義務感のもとで自治体としての責任を果たそうという苦渋の選択を経て、ようやく建設された経緯があります。

それだけに操業後わずかたった2年で今回の180度とも言える大きな

方向転換が打ち出されたことは、これまで長年区民と築き上げてきた区政への信頼と期待を根底から覆す危惧があり、まことに遺憾なことであり、憂慮しております。

そこで今回の区長会の方針について、今後の中間処理の運営主体となる清掃一部事務組合がどのように受けとめ、判断しているのか、基本認識をお尋ねしたいと思います。

まず、第1点目はこれまで進めてきた自区内処理の原則は今後どのように理解したらよいのか、運営を担う一組としての考え方をお尋ねいたします。

第2点目は、安定的な中間処理体制を確立するためには、工場のある区、ない区の負担の公平、役割分担のあり方等を目に見える形で明らかにする必要があると思いますが、どのように認識しているのかをお尋ねいたします。

第3点目は、区民の目が届きにくい距離にある清掃一部事務組合は常にみずからを律して、透明性を高め、区民が納得する抜本的な改革に取り組む必要があると思いますが、どのような視点でいつまでにどのように検討していくのかをお尋ねいたします。

以上3点です。よろしくどうぞお願いします。

鹿浜 清議長 ご苦勞さまでした。

保持総務部長。

保持 眞二郎総務部長 石島議員の3点のご質問にお答え申し上げます。

まず、自区内処理の原則についてでございます。

この原則につきましてはただいまの石島議員のご質問の中のお話にもございましたように、これまでのさまざまな歴史的経緯もあり、私どもも非常に重い原則であると認識いたしております。

このたびの区長会の方針は7月の区長会の確認に基づきまして、今後の特別区における中間処理のあり方を協議案にとられることなく、改めて区長会で協議された結果まとめられたものでございます。

この中で自区内処理の原則についての明確な記載はございませんが、中間処理をめぐる諸課題、清掃事業をめぐる現実をご検討された結果、当分の間、一部事務組合による共同処理の方式を選択されたものでございまして、その基本的考え方といたしましては各区の自主・自立性の発揮と、

23区の協調連携であると明記されているところでございます。

今後の自区内処理の原則についてでございますが、このたびの区長会方針の中におきましても、長期的には清掃工場の施設更新時における工場の規模・配置の見直しや、今後の法令等の整備状況などを踏まえつつ、特別区の間処理のあり方についてもさらに検討していく必要があるとされているところでございまして、当組合といたしましても今後の自区内処理の原則につきましては、長期的に特別区の間処理のあり方について、さらに検討される中で、あわせて議論されるものと考えております。

次に、工場のある区、ない区の負担の公平、役割分担のあり方等につきましてのご質問でございます。

このたびの区長会方針でございますけれども、これは7月の区長会の確認の中で、23区は工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として安定的な中間処理体制を確保することという、この確認を踏まえましてまとめられたものと心得ております。

お尋ねの工場のある区、ない区の負担の公平、役割分担のあり方につきましては、この区長会方針の中におきましても中間処理に係る区間のアンバランスの是正が課題とされているところでございまして、具体的には分担金や中間処理施設の偏在等を事例として挙げられております。

今後、助役会を中心といたしまして、こうした具体的課題を検討し、また解決していく中で負担の公平、役割分担のあり方が明らかになっていくものと心得ております。

当一組といたしましては、地元区、地域住民の方々のご理解とご協力を得ながら、安定的で着実な事業運営を進めるためにも、この問題は大変重要かつ喫緊の課題であると考えているところでございまして、現場を預からさせていただいております実務的、専門的な立場から、この課題の解決に向け、主体性を持って積極的に検討に参加してまいりたいと、このように考えております。

最後に、一組の抜本的な改革についてのご質問でございます。

当一組といたしましては発足以来、23特別区と同様に定数、現員数の削減に努めますとともに、不燃ごみ、粗大ごみの処理施設の運営の民間委託、大田、板橋、多摩川清掃工場の本稼働にあわせました灰溶融施設の民間委託など、効率的な事業運営、住民サービスの向上に努めてまいったと

ころでございます。

このたびの区長会方針におきましては、一組による共同処理を継続するに至って、よりよい中間処理体制を築くために一組の抜本的改革を行い、効率的・効果的な中間処理の運営を図るべきであるとされておりまして、その改革の方向性につきましては、本庁組織・清掃工場の一層のスリム化、各区の意向が反映しやすい体制づくりなどが示されているところでございます。具体的な検討につきましては助役会に下命され、中間処理をめぐる他の諸課題とともに検討が進められることとされております。

当一組といたしましては、まず、こうした検討に当たって中間処理の現状についてご理解いただけるように説明を尽くしますとともに、この検討にも積極的に参加をいたしまして、各区の意向を十分に把握するとともに、安定的、効率的な事業運営を念頭に置きまして、各区からの信頼と理解を得られるような組織の意思決定のあり方や体制づくりにおきまして、鋭意現行体制の改善の検討を進めてまいり所存でございます。

よろしくお願い申し上げます。

鹿浜 清議長 ご苦労さまでした。どうぞ。

石島 秀起議員 前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。今後とも現在の一組を取り巻く厳しい状況を十分に認識をしていただきながら、区民から信頼される中間処理体制の構築に向けて、なお一層のご努力をお願いいたしまして質問を終わります。

鹿浜 清議長 ご苦労さまでした。

ほかに発言の通告がありませんので、以上で質問を終了いたします。

次に、日程第3を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第3 東京二十三区清掃一部事務組合議会常任委員の選任について

鹿浜 清議長 常任委員の選任については委員会条例第4条第1項の規定により、22番、谷野せいしろう議員を総務・事業委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認め、22番、谷野せいしろう議員を総務・事業委員

に選任することと決定いたしました。

次に、日程第４を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第４ 認定第１号 平成１４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

鹿浜 清議長 本案については委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

財務委員会の審査経過並びに結果について、報告を求めます。

堀江財務委員長。

堀江 達也財務委員長 ただいま議題となりました認定第１号、平成１４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、財務委員会を代表して委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

認定第１号は９月２６日の第３回定例会において、財務委員会に付託され、継続審査となっておりましたが、去る１１月１８日に委員会を開催し、審査をいたしました。

初めに、管理者側から資料に基づき補足説明を聴取し、引き続き質疑・意見を行いました。

その主な内容は、２９億円余の決算剰余金は、財政規模から適正な金額が、また、剰余金の取り扱いについての考え方、組合債の残高及び元利償還金の今後の推移について質疑が行われ、健全財政にさらに取り込まれるよう要望がありました。

次に、国庫補助金は、一般廃棄物基本計画に基づく清掃工場の建設、プラントの更新、灰溶融施設の建設など、施設整備を進めるに当たっては、大変重要な要素であるとの観点から、国庫補助金制度の概要、収入実績についてただされました。

次に、諸収入の大宗を占めるエネルギーの売り払い収入の実績、今後の推移について質疑が行われ、各区の分担金で運営されている清掃一部事務組合は経費節減に努めることはもとより、増収に努められるよう要望がありました。

質疑・意見を行った後、採決を行ったところ、認定第1号は全員賛成により原案どおり認定することに決定した次第であります。

以上で本委員会の審査経過並びに結果についての委員会報告を終わりますが、議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同を賜りますようお願い申し上げます、審査の報告を終わります。

ありがとうございました。

鹿浜 清議長 ご苦労さまでした。

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案は財務委員会の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は財務委員会の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5から日程第7までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第5 議案第18号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第19号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第20号 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例

鹿浜 清議長 提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第18号から議案第20号までの3件につきまして、提案理由並びにその内容を一括してご説明申し上げます。

議案第18号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。去る10月7日に職員の給与に関して特別区人事委員会の勧告がありましたことに伴い、所要の改正を行うも

のでございます。

内容といたしましては、公民較差がマイナスのため、職員一人当たり平均で月額3,485円、0.79%を削減するもので、給料表、扶養手当、通勤手当及び期末手当につきまして改正を行うものでございます。

施行日は平成16年1月1日といたします。ただし、通勤手当の改正規定は平成16年4月1日でございます。

議案第19号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

国及び東京都をはじめ、他の地方公共団体並びに民間企業の退職手当を考慮して、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、退職手当につきまして支給割合額の変更を行いますとともに、定年退職の場合の支給率の上限を62.7月から、59.2月に引き下げるものでございます。

施行日は平成16年4月1日といたします。

議案第20号、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例でございます。

引越しの時に発生した家庭ごみである転居廃棄物、いわゆる引越しごみについて、一般廃棄物処理業者が処理施設に持ち込む場合、廃棄物処理手数料を徴収できるようにするため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、手数料の徴収対象者として、転居廃棄物を処理施設に運搬した者を加え、この手数料を1キログラムにつき12円50銭とするほか、規定を整備するものでございます。

施行日は平成16年3月1日といたします。

以上、これらを提案いたしました理由並びに内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鹿浜 清議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第8を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 8 議案第 2 1 号 新江東清掃工場焼却炉補修及び煙道設備等整備工事請負
契約の締結について

鹿浜 清議長 提案理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 議案第 2 1 号、新江東清掃工場焼却炉補修及び煙道設備等整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由並びにその内容をご説明申し上げます。

本案は、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案いたすものでございます。

新江東清掃工場には去る 8 月 2 5 日議員の皆様のご視察を賜りましたところでございますが、当該工場の焼却炉補修及び煙道設備整備などの整備工事を行うものでございます。契約金額は 3 億 3 , 9 1 5 万円。契約の方法は随意契約によるもので、契約の相手方は兵庫県尼崎市金楽寺町 2 丁目 2 番 3 3 号、株式会社タクマ、取締役社長、西田常男。代理人、東京都中央区日本橋 1 丁目 2 番 5 号、株式会社タクマ東京支社、常務取締役支社長、市川南でございます。

以上が提案いたしました理由並びに内容でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鹿浜 清議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第 9 及び日程第 1 0 を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 9 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について

日程第 1 0 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について

鹿浜 清議長 事務局長に朗読をいたさせます。

金子事務局長 「報告第 4 号 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、目黒清掃工場直営自動車交通事故に係る損害賠償について、別紙調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成15年12月25日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 室橋 昭」

「報告第5号 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、板橋清掃工場内車両毀損事故に係る損害賠償について、別紙調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成15年12月25日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 室橋 昭」

以上です。

鹿浜 清議長 報告理由の説明を求めます。

志村副管理者。

志村 啓文副管理者 報告第4号及び第5号につきまして、いずれも別紙調書のとおり専決処分をいたしましたので一括してご報告申し上げます。

まず、報告第4号でございますが、目黒清掃工場所管の車両とバイクの接触事故による損害15万2,060円を賠償いたしました。

次に、報告第5号でございます。板橋清掃工場バンカーゲートの操作を誤り、車両を毀損させたことによる損害31万128円を賠償いたしました。

以上2件、別紙の調書のとおり専決処分をいたしましたのでご報告いたします。

鹿浜 清議長 以上で報告は終わりました。

次に、日程第11を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第11 平成14年陳情第1号 清掃工場建設計画の見直しを求める陳情 外
2件

（平成14年陳情第2号 渋谷清掃工場にダイオキシンの連続監視装置の設置を求める陳情）

(平成14年陳情第3号 清掃工場に排ガス中のダイオキシン類の常時監視装置の設置を求める陳情)

鹿浜 清議長 本件につきましては、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

総務・事業委員会の審査経過並びに結果について、報告を求めます。

石島総務・事業委員長。

石島 秀起総務・事業委員長 ただいま議題となりました、平成14年陳情第1号、清掃工場建設計画の見直しを求める陳情及び平成14年陳情第2号、渋谷清掃工場にダイオキシンの連続監視装置の設置を求める陳情並びに平成14年陳情第3号、清掃工場に排ガス中のダイオキシン類の常時監視装置の設置を求める陳情について、総務・事業委員会を代表して、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

まず、平成14年陳情第1号についてですが、平成14年第1回定例会において、本委員会に付託され、本日までの間、計8回にわたって審査を重ねてまいりました。

その審査経過について申し述べますと、平成14年8月23日の委員会において、陳情に対する管理者側の参考意見を求めました。

参考意見の内容としては、新宿・中野・荒川地区の清掃工場用地の取得について、それぞれの区から早期取得の要請を受けている。これに対し、一部事務組合としては、評議会の下命のもと、社会経済状況の変化を見据え、施設の焼却能力などの実務的な検討を重ね、現時点で用地取得等建設準備に着手する必要はないとの事務的な検討結果を、平成14年6月の評議会に報告したところであります。

しかし、工場用地の問題は、今後の23区の清掃事業のあり方や各区の財政負担等にかかわる重要な案件であることから、区長会において将来を見据えた十分な論議の上で大枠の方針を出していただき、再度評議会で審議・決定することになったとの経過説明がありました。

区長会としても、この案件は非常に重要な課題であることから検討に時間を要する中、当委員会ではごみ量の推移の内容、清掃工場の将来像、自区内処理と地域処理の基本的な考え方、また、新宿地区用地の取得期限延長に対する国の動向や財源問題等についても質疑・意見交換が行われまし

た。

こうした中で当委員会としては区長会の検討案件は、陳情の趣旨にかかわりがあることから、区長会の検討の推移を参考にすると必要があるとの意見が大勢を占め、継続審査を重ねてまいりました。

そして、去る7月16日の区長会総会において、「特別区における一般廃棄物の中間処理について」の判断が示され、その内容は「ごみの減少、危機的な財政状況、中間処理をめぐる諸課題等の状況変化を踏まえるならば、今新たな清掃工場の必要性はない。」ということでありました。

その後、8月7日の評議会において、3地区清掃工場建設計画を計画期間から削除することを内容とする施設整備計画の変更案が審議・決定されたわけでございます。

11月18日の委員会では、これら区長会及び評議会の検討結果を参考に質疑・意見を行いました。

その主な内容は、陳情書にある清掃工場の焼却能力は1.5倍ではなく、1.02倍であること、また、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理の方式を非焼却型へ転換するということについては、新宿、中野、荒川地区の清掃工場用地の取得は行わないものの、従前計画に基づいて、今後も23区の安定的処理体制を確立するため、焼却方式による中間処理施設の整備を鋭意進めていく必要があり、中間処理の今後のあり方を大きく制約する本陳情の趣旨には賛成しかねるというものでありました。

質疑・意見終了後、採決を行ったところ、賛成者はなく、不採択に決定した次第であります。

次に、平成14年陳情第2号、渋谷清掃工場にダイオキシンの連続監視装置の設置を求める陳情及び平成14年陳情第3号、清掃工場に排ガス中のダイオキシン類の常時監視装置の設置を求める陳情について、一括議題により審査いたしました。

その審査経過について申し述べますと、平成14年陳情第2号については、平成14年第2回定例会において本委員会に付託され、本日までの間、計7回にわたり、また、平成14年陳情第3号については、平成14年第4回定例会において本委員会に付託され、本日までの間、計4回にわたって審査を重ねてまいりました。

そして、11月18日の委員会では、委員からこれまで本陳情に関連す

る渋谷清掃工場操業差止訴訟を注視しながら審査をしてきたが、今般の委員会において、議会としての判断をすべき時期であるとの発言があり、質疑・意見を行った後、採決したものであります。

その主な内容は、清掃工場は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の技術上の基準に基づいて設置されており、操業に当たっては基準に従い維持管理に努めているところであり、バグフィルター設備によってダイオキシンの発生抑制が図られていること。さらには、ダイオキシン対策特別措置法によって、年1回と定められている排ガス中のダイオキシンの測定を年2回実施していること。

また、陳情にあるダイオキシン連続サンプリング装置「AMESA（アメーザ）」は、JIS規格に規定されていないこと。そして、この装置はダイオキシンの発生状況を即時に測定するものではなく、長期的、平均的な値を求める装置であり、現時点で設置の必要性はないというものであります。

質疑・意見終了後、採決を行ったところ、賛成者はなく、不採択に決定した次第であります。

以上で本委員会の審査経過並びに結果についての委員会報告を終わりますが、議員各位におかれましては本委員会の決定にご賛同を賜りますようお願い申し上げます、審査報告を終わります。

鹿浜 清議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本件は総務・事業委員会の報告のとおり不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、総務・事業委員会の報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第12を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第12 平成15年陳情第1号 世田谷清掃工場建替え計画の見直しについて

の陳情 外 2 件

(平成 15 年陳情第 2 号 焼却炉解体に関する指針の作成並びに焼却炉の解体時の環境と作業の安全を監視する第三者機関を設けることを求める陳情)

(平成 15 年陳情第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合及び議会のあり方についての陳情)

鹿浜 清議長 これまでに受理いたしました陳情 3 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、総務・事業委員会に付託いたしましたからご了承願います。この際、付託案件の委員会審査のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2 時 43 分)

再 開 (午後 3 時 20 分)

鹿浜 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

総務・事業委員会の審査が終了した議案第 18 号から議案第 20 号までの 3 議案及び財務委員会の審査が終了した議案第 21 号並びに総務・事業委員会に付託されておりました陳情に係る閉会中の継続審査の申し出についての計 5 件を、本日の日程に追加し、先議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号ほか 4 件を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

追加日程第 1 から追加日程第 3 までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 1 議案第 18 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 19 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関

する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 議案第20号 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例

鹿浜 清議長 本案については、委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

総務・事業委員会の審査結果について、報告を求めます。

石島 秀起総務・事業委員長 総務・事業委員会に付託されました議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第18号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第19号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例であります。

まず、議案第18号ですが、特別区において特別区人事委員会の勧告を受けて、給与改定が決定されたことに伴い、当組合においても特別区との均衡を考慮し、特別区と同様に給与改定を実施するものであります。

また、議案第19号は、特別区において、社会一般の情勢や国、他団体との均衡も踏まえて退職手当の見直しを行うことに伴い、当組合においても特別区との均衡を考慮し、特別区と同様に改定を実施するものであります。

次に、議案第20号ですが、東京23区では平成16年3月から一般廃棄物許可業者が転居廃棄物、いわゆる家庭の引越しごみを一定の要件のもとに収集運搬できることになっております。現在の条例は、事業系一般廃棄物の処理手数料のみが定められており、規定に転居廃棄物の処理手数料を新たに設けるものであります。

以上3議案について審査の結果、議案第18号、議案第19号、議案第20号はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で総務・事業委員会報告を終わります。

鹿浜 清議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

20番、榎本雄一議員。

榎本 雄一議員 それでは、議案第20号に関し、基本的には条例の改正に賛成の立場をとりますが、二、三の問題点を指摘し、要望させていただきます。

本議案は運送業者から引越しに際して委任されたごみを、一組の施設で受けるため所要の条例整備を行うものであります。この背景には運送業者が転居人から引越しの際委任されたごみを大量に不法投棄したことが明るみに出たことから、これを防止する意味においてもその転居廃棄物というものを定義づけし、手数料を新設するというふうに聞いております。

この点、国から示された方針に従った条例改正と理解しておりますが、今後起こり得る問題点として2つの点だけ指摘をさせていただきたいと思っております。

1つはこの引越しというのはいろいろなケースがあると思うのですが、23区以外で発生した引越しごみが、この23区で組織・運営している一組の施設で処理されるケースが多いというふうに聞いております。こういったいわば不適正な引越しごみの搬入が集中しないよう、厳格な運営をまづもってお願いをしたい。これが1点であります。

それから、もう一点、転居前に出されたごみについては、当然その地域の自治体によって処理されると思っておりますが、転居後に運送業者に任されたごみについては、その運送業者の倉庫が存在する区がチェックするというふうに聞いております。

この運送業者の倉庫ですが、実は清掃工場の設置区、いわゆる周辺区に多いのが実情であります。私どもの区におきましても日本通運ですとか、クロネコヤマトですとか、大手業者の倉庫が多数存在をしております。したがって、この結果としてまたまた施設が存在するこの周辺区に、それも清掃工場で迷惑を受けている区に過剰な義務を負わずことになりかねません。これまでいろいろと議論がありましたように、中間処理施設、すなわち清掃工場が偏在することにより、23区でさまざまなアンバランスが生じていることについては皆さんにもご理解をいただいております。

引越しごみにつきましては、実際にどれだけの量が持ち込まれているのか資料がありませんので、正確に把握はできていないということでござい

ますけれども、いずれにしてもこのアンバランスの是正を求める方向と明らかに異なるものであります。したがって、今後のこの引越しごみの量の推移によっては、各区が応分の負担をして事業運営を行っている一組がもっと中心になってチェックするなど、このアンバランスを是正する方向でぜひ対応していただきたい。

以上、2点を要望させていただきます。

鹿浜 清議長 以上で通告による討論は終わりました。

これより採決いたします。

本案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、議案18号から議案第20号までの3議案は、総務・事業委員会の報告のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第4を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第4 議案第21号 新江東清掃工場焼却炉補修及び煙道設備等整備工事
請負契約の締結について

鹿浜 清議長 本案については委員会の審査報告書をお手元に配付のとおりであります。

財務委員会の審査結果について報告を求めます。

堀江財務委員長。

堀江 達也財務委員長 財務委員会に付託されました議案に対する審査の結果について報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第21号、新江東清掃工場焼却炉補修及び煙道設備等整備工事請負契約の締結についてであります。

清掃工場におきましては、焼却設備、公害防止設備、余熱利用設備などの諸設備の機能を維持し、安定した稼働を確保するために毎年定期的に施設を停止して焼却炉等の点検補修工事を行っております。あわせて、労働安全衛生法や電気事業法で義務づけられている検査を行っているところで

あります。

議案第 2 1 号は、新江東清掃工場の 1、2、3 号炉の給じん設備、焼却炉本体設備、灰処理設備、集じん設備、ボイラ設備ほかの補修工事を行うものであります。

また、煙道設備整備工事として、2 号炉の集じん設備ろ布交換、1、2、3 号炉の集じん設備バイパスダクト撤去工事をあわせて行うものであります。

審査の結果、議案第 2 1 号は原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で財務委員会報告を終わります。

鹿浜 清議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案は、財務委員会の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、議案 2 1 号は財務委員会の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第 5 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 5 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

鹿浜 清議長 総務・事業委員会の継続審査申出書を事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「継続審査申出書

本委員会において審査中の下記事項について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第 7 2 条の規定により申し出ます。

記

1 平成 1 5 年陳情第 1 号

世田谷清掃工場建替え計画の見直しについての陳情

2 平成 1 5 年陳情第 2 号

焼却炉解体に関する指針の作成並びに焼却炉の解体時の環境と作

業の安全を監視する第三者機関を設けることを求める陳情

3 平成15年陳情第3号

東京二十三区清掃一部事務組合及び議会のあり方についての陳情

平成15年12月25日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

総務・事業委員長 石島 秀起

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 鹿浜 清 様

鹿浜 清議長 お諮りいたします。総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程第13を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第13 運営委員会の閉会中の継続調査について

鹿浜 清議長 運営委員会の継続調査申出書を事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「継続調査申出書

本委員会において調査中の下記事項について、今定例会中に調査を終了することは困難であるので、閉会中も調査いたしたく、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1 議会の運営連絡等について

平成15年12月25日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

運営委員長 秦 源彦

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 鹿浜 清 様

鹿浜 清議長 お諮りいたします。運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

鹿浜 清議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は運営委員会からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

室橋管理者。

室橋 昭管理者 第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案いたしました議案につきまして慎重なご審議の上、いずれも原案どおりご議決を賜りまことにありがとうございました。また、平成14年度決算の承認につきましても、あわせて厚く御礼申し上げます。

ご審議の中いただきましたご意見などに十分留意いたしまして、これからの事業運営に努めてまいります。何とぞよろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

議員各位におかれましては、どうぞくれぐれもご自愛を賜りまして、よいお年をお迎えいただきますようにご祈念申し上げてごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

鹿浜 清議長 以上で管理者の発言は終わりました。

以上をもちまして、平成15年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後3時33分）

会議録署名議員

議長 鹿 浜 清

議員 小 峰 博
議員 秦 源 彦